

2004年夏号

事務所HPアドレス

<http://hpmepage3.nifty.com/tosoh/>

事務所だより

カッとび

発行

東葛総合法律事務所

編集責任者 左近允寛久

〒271-0092

千葉県松戸市松戸1281-20

住友生命松戸ビル5階

電話 047-367-1313(F)

FAX 047-367-1319

残暑お見舞い申し上げます



埼玉県吹上町にて 撮影 石坂 満さん

徴兵は命かけても阻むべし母・祖母・おみな半みつるとも

これは、七〇年代後半、朝日新聞の歌壇で第一首に選ばれた七五歳の女性の短歌です。当時、「有事立法」が世間の論議を呼んでいました。実際に戦争を体験した世代の生々しい実感と、鋭い怒りが伝わってくる歌です。

このときから四半世紀、有事法制は成立し、いまや自衛隊は海外に派兵され、多国籍軍の参加まで議論されています。平和憲法は今や風前の灯火に見えます。

しかし、「戦争の記憶は風化した」という言葉で片づけられる問題ではありません。今こそ、私たちは、この老女のように、傾き澄まされた感性を呼び起こし、平和を守る闘いを盛り上げていく必要があると思います。

東葛総合法律事務所

代表

弁護士 蒲田 孝代

弁護士 及川 智志

弁護士 福富 美穂子

弁護士 左近 允寛久

弁護士 齋 藤 雅子

弁護士 田中 淳哉

事務局長 小久 保雅弘

事務局長 小久 保雅弘

事務局長 小久 保雅弘

事務局長 小久 保雅弘



北柏交通の久保田出納
さんと芳野寛二さんは、
公平な無償配車や有給休
暇の権利行使がでる職
場にするために、乗務員

北柏交通不当解雇事件 の判決によせて

弁護士 蒲田孝代

達のリーダーとしてが
なってきた方ですが、そ
のため会社に嫌悪され、
不当解雇されました。二
人は解雇の無効を裁判に
訴え、千葉地方裁判所松
戸支部では全額勝訴とな
る判決、最高裁判所と
も敗訴となりました。

審理も釈明もない突然の
まさには抜き打ちの逆転敗
訴判決で、事実認定も経
験豊富なひどいもので
はありませんでした。労
働者を敗訴させるために
組み立てたと言いたい
えぬ。判決内容がいよ
うな。職場やタクシー
業界ですら驚嘆し、裁判
といふものはこれほど納
得できない結論を出せる
のかとあきれかえらしま
うほどでした。

以前に当事者が納得させ
るに足りる審理をするこ
とが不可欠で、そういう
意味での専門性が求めら
れていると考えます。
改めて裁判官の微塵を
強く批判する必要がある
と考えます。

約東の高利が本来は無効
の支払義務がないという
ことを知りません。そう
すると、高利貸は、支払
義務がないものがあると
誤解させて借主に支払わ
せていることになりました。
それに、仮に借主が約東
の高利の支払を拒んで、
利息制限法の計算による
金利の支払を主張したら、
矢のような催促、強制執
行の開始など、大変なこ
とになります。しかも、
保証人などでは済まない
のです。このような高
利の支払いを拒めない状
況にある支払を任意のも
のといえるはずがありま
せん。

四三条がいかに奇妙奇
天烈で間違った法律であ
るか、お分かりいただけ
たでしょうか。そして、
この悪法を最も悪用して
いるのが悪質工ロロン
業者です。工ロロンとい
えば、中小零細企業者
を相手に高利で貸し付け
る金融で、なかでも支払
いのために「背振売札、
目玉売れ」などと脅迫的
取立をした工ロロン(目
録が別冊事件を通して
一躍有名になりました。
その工ロロン業界に君
臨しているのが、SFCG
G(旧商工ファンド)で
す。SFCGも工ロロン同
様違法取立で有罪判決を
受けたことがあります。
SFCGのやり方は工ロ
ロンより巧妙です。SFC
Gは、違法高利取立で
のために裁判所で判決を
取ったり、債務者の財産
に対して差押えをしたり
します。でも、SFCG
Gに鉄槌を下す最高裁判
決が一日も早くなれば、
ことを全国の高利被害者
は待ち望んでいました。

そして、ついに平成一
六年二月二〇日、最高裁
は、SFCGの高利取得
を認めない高利取立を破棄
し、同社の貸取引には
四三条は適用されないとい
う判決を下しました。
全国あまねく工ロロン
被害救済への大きな一歩
でした。
高利被害の次のステッ
プは何でしょう。それは、
借主を誤解させるような
方法が用いられたり、利
息制限法以上の高利の
支払いを拒めない状況で
あったりした時には「任
意」の支払ではないと明
確にすることが。そう
すれば、天下の悪法、四
三条は死文化します。も
ちろん、四三条という法
律そのものをいづれ廃止
しなければなりません。
そして、高利貸のない社
会を実現したい。私は、
弁護士として、一人の市
民として、そう考えてい
ます。

高利貸は規制されます
つまり、利息制限法の上
限利率を超過する高金利
は無効とされています。
ところが、貸金業規制法
四三条(以下、簡単に「四
三条」といいます)は、
ある条件の下に無効の金
利を例外的に有効とみな
す、という変な法律です。
四三条の条件とは、ま
ず、貸金業者が借用书や
預取書をきちんと交付す
ることです。しかし、そ

反に対する詳細な上告期
意書には目もくれないか
たことにも愕然とさせ
たが、それよりも高等裁
判所の裁判官の審理の姿
勢は裁判の信頼を大きく
突き崩したといえます。
裁判というものは勝敗
以前に当事者が納得させ
るに足りる審理をするこ
とが不可欠で、そういう
意味での専門性が求めら
れていると考えます。
改めて裁判官の微塵を
強く批判する必要がある
と考えます。

約東の高利が本来は無効
の支払義務がないという
ことを知りません。そう
すると、高利貸は、支払
義務がないものがあると
誤解させて借主に支払わ
せていることになりました。
それに、仮に借主が約東
の高利の支払を拒んで、
利息制限法の計算による
金利の支払を主張したら、
矢のような催促、強制執
行の開始など、大変なこ
とになります。しかも、
保証人などでは済まない
のです。このような高
利の支払いを拒めない状
況にある支払を任意のも
のといえるはずがありま
せん。

四三条がいかに奇妙奇
天烈で間違った法律であ
るか、お分かりいただけ
たでしょうか。そして、
この悪法を最も悪用して
いるのが悪質工ロロン
業者です。工ロロンとい
えば、中小零細企業者
を相手に高利で貸し付け
る金融で、なかでも支払
いのために「背振売札、
目玉売れ」などと脅迫的
取立をした工ロロン(目
録が別冊事件を通して
一躍有名になりました。
その工ロロン業界に君
臨しているのが、SFC
G(旧商工ファンド)で
す。SFCGも工ロロン同
様違法取立で有罪判決を
受けたことがあります。
SFCGのやり方は工ロ
ロンより巧妙です。SFC
Gは、違法高利取立で
のために裁判所で判決を
取ったり、債務者の財産
に対して差押えをしたり
します。でも、SFCG
Gに鉄槌を下す最高裁判
決が一日も早くなれば、
ことを全国の高利被害者
は待ち望んでいました。

そして、ついに平成一
六年二月二〇日、最高裁
は、SFCGの高利取得
を認めない高利取立を破棄
し、同社の貸取引には
四三条は適用されないとい
う判決を下しました。
全国あまねく工ロロン
被害救済への大きな一歩
でした。
高利被害の次のステッ
プは何でしょう。それは、
借主を誤解させるような
方法が用いられたり、利
息制限法以上の高利の
支払いを拒めない状況で
あったりした時には「任
意」の支払ではないと明
確にすることが。そう
すれば、天下の悪法、四
三条は死文化します。も
ちろん、四三条という法
律そのものをいづれ廃止
しなければなりません。
そして、高利貸のない社
会を実現したい。私は、
弁護士として、一人の市
民として、そう考えてい
ます。

SFCG(旧商工ファンド)に鉄槌 高金利認めず 最高裁判所が判決

弁護士 及川智志



勝利を知らせる弁護士団(しんぶん「赤旗」より)

たでしょうか。そして、
この悪法を最も悪用して
いるのが悪質工ロロン
業者です。工ロロンとい
えば、中小零細企業者
を相手に高利で貸し付け
る金融で、なかでも支払
いのために「背振売札、
目玉売れ」などと脅迫的
取立をした工ロロン(目
録が別冊事件を通して
一躍有名になりました。
その工ロロン業界に君
臨しているのが、SFC
G(旧商工ファンド)で
す。SFCGも工ロロン同
様違法取立で有罪判決を
受けたことがあります。
SFCGのやり方は工ロ
ロンより巧妙です。SFC
Gは、違法高利取立で
のために裁判所で判決を
取ったり、債務者の財産
に対して差押えをしたり
します。でも、SFCG
Gに鉄槌を下す最高裁判
決が一日も早くなれば、
ことを全国の高利被害者
は待ち望んでいました。

事務所HP開設しました

多くの方々の熱烈な声
に応えて、(一)、当事務
所も速にHPを開設しま
す。弁護士プロフィール、
担当事件「奮戦記」の他、
友の会の紹介なども載っ
ています。今後も世界に
向け、「い」いろいろな
情報を発信していきたい
と思っています。URLは
表紙上部に記載されて
います。是非一度アクセ
スしてみてください。



薬害肝炎訴訟は今、双方の主張が一通り出揃い、各地で証人尋問が行われていく段階です。東京では、八月三日、九月一日にバリーカー証人の尋

薬害肝炎訴訟 いよいよ山場へ

弁護士 田中淳哉

問があります。氏は、未だで医薬品の認可に携わっていた。米国では、一九七七年にフリップリゲン製剤の承認を取り消していますが、どのような訴訟を経て承認を取消すべきであるという判断を下したのかについて証言を求められ、日本の対応がいかに粗末であったかを浮彫りにする

運動の盛り上がりが決定的に重要です。薬害H1V訴訟でも、社会的に大きな運動の盛り上がりがあり、勝利的な相解に結びつき

えん罪 布川事件 新たな目撃証言 「桜井さん・杉山さんとは別人」 弁護士 福富美穂子



「やっぱりあった毛髪鑑定書」
弁護団の新しい証書開示要請に、初めて検官から提出された三年前の毛髪鑑定書。これには、事件直後の現場検死で死体のすぐそばから採取された本人の毛髪のうち、三本は被害者の毛髪と一致、残りの五本は桜井さ

「新たな目撃証言」

本年六月には、親日日とされた日の午後七時三〇分ごろ、被害者宅前を自転車で通ったというAさんの供述調書が検官から開示されました。そこには、Aさんが見えん

物として、身長、体型、頭髪、服装などの点で、人物像が全く異なる。杉山さんが語られてきたこと、この点を確認するため、弁護団はAさんを訪ねました。Aさんは、このとき見た人物の名をはつきりと言えず、Aさんに対して述べたと言った。それは、桜井さんでも杉山さんでもない名前の人物でした。確定判決は、第一審から出ているW氏の目撃証言のみをもとめて、(愛護が激しく信用できない証言です。その時刻に桜井さん、杉山さんが

ました。そして、裁判所の判断を掲げた運動が引き続きなされた結果、治療体制が確立され、それまでほとんど治療がなかったというエピソードが、「死なない病氣」になりました。その原告達に、まもなくエピソードは、同じでなくなっています。原因と経緯によってエピソードだけでなく肝炎にも重複感染しているのです。早期に治療を終結させ、肝炎の治療方法を確立することが急務です。薬は多かれ少なかれ誰にも意味のあるものであり、その意味では私たちが自身の命や健康を守るための運動ではな

「それでも裁判所は」

七月末日、裁判所より、

①現在弁護団が請求している証人及び尋問は、事実認定をいいますが、杉山さんの話によって、その時刻に被害者宅前いた人物が桜井さん、杉山さんとは全くの別人であることが明らかになり、これによって作成された目撃調書の筋書きは完全に崩壊したのです。弁護団はAさんからの聴取書をもとに裁判所に提出し、開示された証書、三人

友の会 コーナー

六月一日(二〇日)、友の会バス旅行に行ってきました。今年は、温泉かけ流しにこだわって、日光湯元温泉となりました。四三名の方が参加され、旅先で撮影した写真(写真)は、日光湯元温泉で撮影した写真です。

友の会行事予定

次回の行事は、学習会となります。ぜひ、ご参加下さい。

二〇〇四年一〇月三十一日

午後二時から
松戸市民会館

三〇一〇号室にて
テーマ

薬害肝炎について
薬害肝炎訴訟関係者の皆さんが来られます。生

